

市町村道の状況

県内の市町村道は、その延長が42,171km(平成28年4月1日現在)と、地球一周分程あります。国・県道ともに地方の道路網を構成する幹線市町村道と集落内を通るその他市町村道に分類されますが、双方とも私たちの生活に最も密着しており、社会活動や日常生活を支えています。

しかし、この市町村道の改良率は48.9%で、全国第40位(平成28年4月1日現在)と全国的(全国平均58.6%)にも、国・県道に比べても低い水準にあります。このため、生活道路の安全で円滑な通行を確保するため、道路の改良や歩道の整備などを進めています。

市町村道事業例

【小黒川スマートインターチェンジ 伊那市】

(事業概要)

インターチェンジ整備

事業期間：H26～H29

規格：ICランプ(C規格)

総事業費：332百万円



【市道3B76号線他 茅野市】

(事業概要)

歩道整備

事業期間：H26～H29

延長：793m

幅員：6.0(9.0)m

総事業費：335百万円



県代行事業

県代行事業とは、次の3つの法律に基づいて県が市町村に代わって基幹となる市町村道の整備を行う事業です。

過疎代行事業

過疎地域自立促進特別措置法

(H12.3.31 法律第15号)第14条

平成27年4月1日現在、上記の法で定められた過疎地域を含むのは37市町村です。これらの地域は都市から遠く離れており、経済的にも社会的にも基盤の弱い地域で、人口流出、産業経済の停滞等厳しい状況が続いています。

これら過疎地域に過度の負担をかけず、地域社会の基盤を強化し、地域格差を是正するため、基幹的な市町村道の整備を行うものです。



市道 中川手線
長野市 土口

特豪代行事業

豪雪地帯対策特別措置法

(S37.4.5 法律第73号)第14条

平成29年4月1日現在、上記の法で定められた豪雪地帯を含むのは20市町村です。そのうち特に積雪が多く、交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障が生ずる地域は特別豪雪地帯(特豪地帯)として指定がされているのは10市町村です。これらの特豪地帯に過度の負担をかけず冬期の交通を確保するため、基幹的な市町村道の整備を行うものです。

山村代行事業

山村振興法(S40.5.11 法律第64号)第11条

平成28年4月1日現在、上記の法で定められた振興山村地域を含むのは49市町村で、国土保全上重要な役割を担っています。これら山村地域の活性化と住民の福祉の向上を図るため、振興計画を作成し、これに基づき基幹的な市町村道の整備を行うものです。